



# 「新型コロナウイルスに注意」

## 愛知県警からのお知らせ (令和2年4月7日時点)

### ～免許の更新期限が過ぎてしまいそうな方～

- ・更新期限の前に、運転免許センターや警察署等に申し出ていただくことで、**更新期限後であっても3か月間**は運転が可能になります。

※この期間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、通常の手続きを改めて受けていただく必要があります。

#### ○対象者

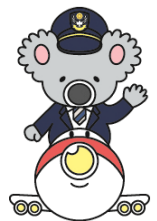
- ・免許証の更新期限が**令和2年3月13日～7月31日までの間**にある方
- ・既に更新期限を延長した方であっても、延長後の期限がこの期限にある方については、再度延長をすることができます。

### ～免許証の期限が過ぎてしまった方～

- ・更新期限までに更新手続きを行うことができず運転免許証を失効させた場合には、**運転免許証の失効から最長3年以内かつ新型コロナウイルス拡大の終息から1ヶ月以内**であれば、学科試験・技能試験が免除され、運転免許の再取得が可能です。
- ・また、この場合、通常の手続きに必要な手数料から減額されますので、手続きの際、係員へお申し出ください。
- ・詳しくは、**お住まいの地域の都道府県警察本部まで**お問い合わせください。

## 名古屋出入国在留管理局からのお知らせ

(令和2年4月3日時点)



- ・在留申請窓口の混雑緩和策として、3月、4月、5月又は6月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人（「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、**当該外国人の在留期間満了日から3ヶ月後まで**受け付けます。
- ・感染拡大防止のため、**お急ぎでない方は、来庁をお控えください。**